

# 「建て得みらいクラブ」の「入会規約」変更のお知らせ

建て得お申込み時にご入会いただく「建て得みらいクラブ」への「入会規約」を現状の運用に則する為、一部変更致しましたのでお知らせ致します。

なお、修正・追加文言は変更後の赤字になります。

## 【変更前】

### 第9条の2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1)第4条第2項に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2)前条の届出があったとき。
- (3)会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

## 【変更後】

### 第9条の2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1)第4条の2に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2)前条の届出があったとき。
- (3)会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。
- (4)株式会社 LIXIL TEPCO スマート パートナーズとの FIT 売電債権譲渡等契約書または売電債権譲渡等契約書が解除されたとき。

以上、お知らせ申し上げます。

